質　問　回　答

2023 年 6 月 2 日

「（案件名　23a00184　アフリカ地域TICAD30年レビュー及びアフリカ協力戦略策定調査（国内業務）」
（公示日：2023年5月24日／公示番号：23a00184）について、企画競争説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P.7 第２章特記仕様書案　第４条 「本調査は、本調査以前に JICA が設定する仮説を出発点とし、…」	貴機構が設定する仮説は、第５条調査の内容（１）～（３）の各項目について設定されるのでしょうか。または、（２）JICA 協力の成果の成果・インパクト案及び（３）の 2050 年までのアフリカの中長期的な開発課題についてのみ設定されるのでしょうか。	仮説設定においては、第 5 条調査の内容（１）～（３）の各項目について JICA が仮説を設定予定です。
2	P.8 第２章特記仕様書案　第５条（２） 「…主要イニシアティブ（下記案）…」	これらのイニシアティブにて形成された案件において、ある程度まとまったレポートが存在するという理解でよろしいでしょうか。既にどの程度の情報があるかご教示頂けますでしょうか。	各イニシアティブの下で形成された個別案件については、案件ごとに事業に係る報告書があります。またイニシアティブによっては、ある程度まとまったレポートもあります。
3	P.8 第２章特記仕様書案　第５条（２） 「…JICA が予め定める成果、インパクト案を出発点としつつ、…」	貴機構が予め定める成果、インパクト案は調査開始前後に新たに設定されるものでしょうか。もしくはすでに各案件やイニシアティブで貴機構が設定されている指標を指すでしょうか。	各案件やイニシアティブについて、過去の調査報告書等で確認できている成果・インパクト（の指標）の中から当機構が選ぶものとなります（「出発点」となるものを新たに設定することは現時点で想定していません）。
4	P.7 第２章特記仕様書案　第４条	第5条の（1）～（3）各業務において、異なる有識者が対象となる想定でしょうか。計画を立てるという観点から、合計で何名程度のヒアリングを実施するのか確認させていた	ヒアリングについては、（１）～（３）各業務異なる有識者を想定しています。 （１）（３）については同一の相手に合わせてヒアリングすることを念頭に 5～7 名を想定しており、（２）につい

通番号	当該頁項目	質問	回答
	有識者へのインタビューについて	だけますと幸いです。	ては、20 名程度（イニシアティブ（6 つ）×3～4 名程度）を想定しています。つまり、合計で 30 名程度のヒアリングを想定しています。
5	P.9 第２章特記仕様書案　第5条(3)③ 「…JICA 内関係者・有識者による意見交換…」	第4条【本調査実施中(省略)】に、「⑤JICA 内検討、開発パートナーとの協議」とありますが、左記当該頁項目該当箇所の「JICA 内関係者・有識者による意見交換」に開発パートナーとの協議も含まれているという理解でよろしいでしょうか。もしそうでない場合、開発パートナーとは別途、何回程度の意見交換を想定されていますでしょうか。	「JICA 内関係者・有識者による意見交換」には開発パートナーとの協議も含まれます。現時点では、開発パートナーとの意見交換は 3－4 回程度を想定しています。
6	P.9 第２章特記仕様書案　第5条(4) 「具体的には、調査結果(JICA との協議内容も含める)をまとめた英文レポート(10－20 ページを想定)及び英文パワーポイント資料(20 枚程度)の 2 資料を想定。」	p.10 第6条で規定されている「作成・提出する報告書等」では、(3)対外発信用レポート及び(4)対外発信用パワーポイント資料として(和・英)との記載があります。日本語での対外発信用のレポート及びパワーポイント資料も、第5条(4)の記載と同様にレポートは 10-20 ページ、パワーポイント資料は 20 枚程度の想定でしょうか。	日本語での対外発信用のレポート及びパワーポイント資料の分量については、英文と同程度を想定しています。また、基本的には英語で作成いただいたものを和訳いただくことを想定しています。
8	P.17 別紙２　プロポーザル評価配点表 １．(２)業務実施上のバックアップ体制等	「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」にて、外部の有識者等(大学教授、研究者等)にバックアップを得られるような場合に記載可能とのことですが、JICA 研究所に所属する方を記載することは可能でしょうか。	JICA 研究所に所属する者に業務実施上のバックアップを得たい場合、各社へのバックアップとしてではなく、この調査自体への支援業務を、JICA アフリカ部より研究所に依頼するようにします。該当のご提案は、別提案としてプロポーザルとは別ファイルでご提出いただき、契約交渉時にご説明ください。該当の者の活動に関連し経費が発生することが想定される場合、別提案・別見積として経費内訳もご提案くださいますようお願いします（別

通番号	当該頁項目	質問	回答
			提案並びに別提案・別見積は技術評価対象外とします)。なお、研究所の当該研究者が他の業務との兼ね合いにより、対応ができない場合もありますので、ご了承ください。
9	P.17 別紙2　プロポーザル評価配点表 3.（2）業務従事者の経験・能力：評価手法	配点の表記が 12 点となっておりますが、16 点（8＋2＋3＋3）でしょうか。	同ページの配点表の記載を以下のとおり訂正します。 【訂正前】 （2）業務従事者の経験・能力：評価手法（12） 【訂正後】 （2）業務従事者の経験・能力：評価手法（16）
10	企画競争説明書 別紙2（P17） プロポーザル評価配点表	3(2)　評価手法担当者の配点合計は 16 点でしょうか。	上記の通り、配点合計は 16 点になります。
11	企画競争説明書 第2章　特記仕様書案 第4条　調査実施の留意事項（P7、P9）	貴機構が検討を進めているそれぞれの仮説については、どの程度詳細なものとなるでしょうか？11 ページの提案を求める内容に調査項目とありますが、その仮説のレベル感により、調査すべき項目も変わってくるのではないかと考えています。	例えば、第 5 条調査の内容、（１）①の「TICAD のインパクト」に関する仮設では、「TICAD は、冷戦終結とともにアフリカへの関心が下がった国際社会に対し、アフリカ開発の重要性を喚起した。また、国際援助コミュニティへの日本の影響力が強まる契機となった 」等の複数個の仮説を設定予定です。 （２）では、各イニシアティブごとに、「所得（学力）が●%向上した」といったものを想定。 （３）では、①～③に記載の階層ごとにある程度細かい粒度に落として定める予定です。
12	企画競争説明書 第2章　特記仕様書案 第6条　報告書等（P10）	(5)の最終報告書の納品について、製本 3 部とありますが、この 3 部については、簡易製本でも可でしょうか？あるいはガイドラインに基づき、くるみ綴じの製本が必要でしょうか？	以下のガイドラインに沿ったくるみ綴じ製本を想定しています。 「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関す るガイドライン」

通番号	当該頁項目	質問	回答
13	規格競争説明書 第2章　特記仕様書案 第３条　調査の目的と範囲(P6)	(1)の「国内外のオピニオンリーダー」とは、具体的にどのような方々を想定されているのでしょうか。	国内としては当該分野で著名な大学教授、国外として国際・地域機関/国際的なシンクタンクの幹部やアフリカアフリカ諸国の政府高官、グローバルメディアの著名ジャーナリストなどを想定しております。
14	P.7 第２章　特記仕様書案　第４条　調査実施の留意事項	本業務で想定されている有識者等へのヒアリングについて、有識者への報酬の支払いは必要でしょうか。また、必要な場合、本見積に含めることが想定されていますか。	有識者等へのヒアリングについて、報酬の支払いは想定しておりません。本見積には含めないこととしてください。 報酬の支払いが必要になる場合は、契約交渉時または業務実施中に契約金額の増額変更などで対応致します。
15	P.7 第２章　特記仕様書案　第４条　調査実施の留意事項	本調査では、有識者へのインタビューや開発パートナーとの協議が予定されていますが、現時点で想定される聞き取り先機関や部署などがあれば教えていただけますか。	上記 4、5、13 の各回答のとおり。
16	P.7 第２章　特記仕様書案　第４条　調査実施の留意事項	「本調査は、本調査以前にJICA が設定する仮説を出発点(とする)」とのことですが、具体的に何に関する仮説を設定するのでしょうか。TICAD のレビューやアフリカ協力戦略策定に関する仮説ということでしょうか。	第 5 条調査の内容（１）～（３）の各項目について、仮設を設定予定です。（１）については、TICAD30 年のプロセスの意義・成果に関して①～④のそれぞれの項目について、どのようなことが言えうるかに関する仮説を複数個設定予定です。（２）については、主要イニシアティブ案に記載の６つのイニシアティブについて、それぞれの成果・インパクト案を JICA にて作成予定です。（３）に関しては、①～③のそれぞれのたたき台を仮説として準備しておく予定です。
17	p.8　第２章　特記仕様書案　第5条 調査の内容 (2) JICA の協力の成果	JICA の成果に記載されている「JICA が予め定める成果・インパクト案」も上記仮説に含まれているということでしょうか。	上記の通り、「JICA が予め定める成果・インパクト案」も、仮設に含みます。
18	P.9 第２章　特記仕様書案 第５条 調査の内容 (3)中長期的なアフリカ	JICA として取り組むべき優先アジェンダの特定が求められていますが、アジェンダでカバーする事業や取組の規模や範囲について教えてください。(例えば「人間開発」という分野を1つのアジェンダとし、保健や教育分野の取り組	優先アジェンダについては、具体的には契約締結後に相談させていただきますが、例えば、「若者のエンパワメント・雇用機会の提供」など、特定の分野というよりは、アフリカの中長期的なメガ・トレンドを踏まえた、アジェンダの設定を想定しています。

通番号	当該頁項目	質問	回答
	開発の優先課題の特定と JICA 協力の方向性の検討 ②優先開発アジェンダの特定と取り組みの方向性の検討	みをカバーするか、「保健」分野で 1 つのアジェンダを特定するのでしょうか。）	
19	P.9 第２章　特記仕様書案 第５条 調査の内容 （3）中長期的なアフリカ開発の優先課題の特定と JICA 協力の方向性の検討 ③JICA 協力の方向性の検討	JICA 内関係者・有識者による意見交換は合計 7 回～10 回程度の実施が想定されています。例えば、特定された優先アジェンダ毎に意見交換を実施するなど、実施方法に具体的な想定があれば教えてください。	現時点では、特定された優先アジェンダ毎に意見交換するのではなく、優先アジェンダの全体像のレベルで意見交換することを想定しています。
20	P.9 第２章　特記仕様書案 第５条 調査の内容 （3）中長期的なアフリカ開発の優先課題の特定と JICA 協力の方向性の検討 ③JICA 協力の方向性の検討 p.13 第３章プロポーザル作成に係る留意事項	「③JICA 協力の方向性の検討」は、2023 年 10 月—11 月にかけて 7－10 回程度の想定と記載されております。一方で、p.13 （1）業務工程によると、「①中長期的なアフリカ開発の課題整理」と「②優先開発アジェンダの特定と取り組みの方向性の検討」の業務似該当すると想定されるデスクトップ調査とヒアリングが 8 月～10 月までとなっております。10 月には、①、②の調査・作業と③意見交換会が並走するという理解であっていますでしょうか。	調査の内容（３）の③については、①、②の調査・作業を踏まえて、実施する予定です。ご理解の通り、時期については、10 月には①、②の調査・作業と③意見交換会が並走しうると想定しております。

通番号	当該頁項目	質問	回答
	２．業務実施上の条件 （1）業務工程		
21	P.10 第６条　報告書等 （1）業務実施企画書（和・英）：電子データ（契約締結から２週間以内）	業務実施計画書は和英を両方の言語で作成し、契約締結から２週間以内に提出となっております。英文の計画書の提出先はどちらになりますか。	英文の計画書も和文と同じく JICA アフリカ部に提出願います（JICA から外部機関に共有することを想定）。
22	P.9 第２章　特記仕様書案　第５条　調査の内容 （4）調査結果の対外発信 P.10 第６条　報告書等 （3）対外発信用レポート（和・英）、（4）対外発信用パワーポイント資料（和・英）	p.9（4）調査結果の対外発信の項目では、作成する資料は英文のレポートと英文のパワーポイントの２資料と記載されております。 一方、p.10 では対外発信用のレポート、パワーポイント資料とも和文、英文の両方になっています。どちらが正しい記載でしょうか。	対外発信用のレポートについては、和文・英文でお願いします。
23	P.10 第６条　報告書等 （2）中間報告書（和・英）：電子データ（2023 年 10 月末）	中間報告書は和英を両方の言語で作成することとなっております。英文の報告書の提出先はどちらで、どのように使われることを想定されていますでしょうか。	和文と同様に、英文の報告書の提出先は JICA アフリカ部になります。なお、用途については、本調査を共同で行う AUDA-NEPAD やその他関係機関等にも共有予定です。
24	P.12 第３章 プロポーザル作成に係る留意事項 １．プロポーザルに記載されるべき事項 （1）コンサルタント等の法人としての経験、能力 1）類似業務の経験	「アフリカ地域における開発協力政策及び評価手法」とありますが、「アフリカ地域における」は、「開発協力政策」だけではなく、「評価手法」にもかかると理解すればよろしいでしょうか。つまり、類似業務としてもとめられているのは、「アフリカ地域における開発協力政策」と「アフリカにおける評価手法」となりますでしょうか。	「アフリカ地域における開発協力政策」と「評価手法」であり、「アフリカ地域における」は「開発協力政策」のみにかかっています。

以　上